

国民健康保険制度の改正について

■問合せ 町民税務課 Tel. 47-8014

国の制度改正にともない南越前町国民健康保険制度が改正されました。
平成 27 年度課税分より適用されます。

1 課税限度額

国民健康保険税の医療給付費賦課額に係る限度額が以下の表のように 51 万円から **52 万円**に、後期高齢者支援金等賦課額に係る限度額が 16 万円から **17 万円**に、介護納付金賦課額に係る限度額が 14 万円から **16 万円**に、合計で 4 万円の引き上げとなりました。

賦課限度額	現 行		改正後	増 減
医療分	51 万円	→	52 万円	1 万円 引き上げ ↑
後支分	16 万円	→	17 万円	1 万円 引き上げ ↑
介護分	14 万円	→	16 万円	2 万円 引き上げ ↑
計	81 万円	→	85 万円	4 万円 引き上げ ↑

○賦課限度額とは

国民健康保険税は所得と加入人数に応じて決定しますが、所得の高い人でも受益と負担の関係で被保険者に与える影響を考慮し、保険税負担額に一定の上限を設けています。

○賦課限度額引き上げによる影響

高所得者層に負担を求める半面、中間所得者層に配慮した保険税となります。

※後支分…後期高齢者支援金等分を表します。

2 所得が低い世帯への保険税軽減の拡大

国民健康保険税では、所得が低い世帯に対して賦課額の軽減が行われています。世帯の所得(注1)が一定の基準以下の場合、均等割と平等割について7割、5割、2割軽減されます。このうち、5割、2割の基準が拡大されます。

(注1) 軽減判定を行う際に用いる所得金額は、事業所得がある方の場合には専従者控除前の金額
譲渡所得がある方の場合には特別控除適用前の金額 となります。

5割軽減	現 行	基礎控除額 (33 万円) + 24.5 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)
	改正後	基礎控除額 (33 万円) + 26 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)
2割軽減	現 行	基礎控除額 (33 万円) + 45 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)
	改正後	基礎控除額 (33 万円) + 47 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

※特定同一世帯所属者数：

後期高齢者医療保険制度の適用により国民健康保険の資格を喪失した方で、国民健康保険の資格喪失日以降も継続して同一の世帯に属する方。

〈例〉 国民健康保険の被保険者が3人の世帯で5割軽減に該当する場合

- 平成 26 年度まで **1,065,000 円以下で該当**
(33万 + 24.5万円 × 3人)
- 平成 27 年度から **1,110,000 円以下で該当**
(33万円 + 26万円 × 3人)

【注意】 4月から6月の保険税額は改正前の方法により仮算定され、本算定が行われる7月に年間の保険税額を決定し、7月以降の税額において調整が行われます。